

恵那市教育・発達支援センター条例の制定（案）及び恵那市教育・発達支援センター条例施行規則の制定（案）の概要

1. 条例名

恵那市教育・発達支援センター条例

恵那市教育・発達支援センター条例施行規則

2. 概要

学校、家庭及び社会における教育への適切な支援並びに家庭訪問及び多様な場を活用した相談を実施することにより、本市における幼児、児童及び生徒への相談体制の充実及び教育の振興を図るため、恵那市教育・発達支援センターを設置することについて条例及び規則の制定を行います。

3. 内容

・恵那市教育・発達支援センターの位置は、恵那市長島町正家一丁目3番地21の恵那市民会館内とします。

・恵那市教育・発達支援センター内には、次の施設を置きます。

- (1) 教育・発達相談室「あおば」
- (2) 適応指導教室「はなのき教室」及び「むつみ教室」

・恵那市教育・発達支援センターでは、次の事業を行います。

- (1) 児童等及び当該児童等の保護者に対する教育相談に関する事業。
- (2) 児童等の発達相談及び発達検査に関する事業。
- (3) 学校生活になじめない児童等の学習活動及び体験活動を援助し、自主性、社会性及び集団への適応力の育成を図ることにより、学校復帰への支援及び多様な適切な教育機会を確保する事業。
- (4) 学校教育法第81条第1項に規定する教育上特別の支援を必要とする児童等に対し、学校と連携し、教育及び発達に関わる相談並びに学校訪問により、学校教育の支援を行う事業。

4. 制定の理由

- (1) 学校、家庭、社会における多様な教育・発達相談を行うため。
- (2) 子どもの居場所づくり、社会的自立を目指すための適応指導を行うため。

(3) ひきこもり対策の重層的支援と途切れない支援を行うため。

5. 募集期間

令和5年1月17日（火曜日）から令和5年1月30日（月曜日）

6. 提出方法

様式は任意です。

- (1) 標題「恵那市教育・発達支援センター条例」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールで提出してください。

- ・直接持参 教育委員会事務局 学校教育課
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）学校教育課
- ・FAX 0573-26-2155
- ・電子メール gakkoukyouiku@city.ena.lg.jp

7. 問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育課

電話番号 0573-26-2111